

●香川県人事委員会告示第3号

平成21年香川県人事委員会告示第2号（香川県統計調査条例の規定による香川県民間企業における夏季一時金に関する特別調査の実施）の一部を次のように訂正する。

平成21年4月28日

香川県人事委員会委員長 関 博 徳

次の表の訂正前の欄に掲げる内容を同表の訂正後の欄に掲げる内容に下線で示すように訂正する。

訂正後	訂正前
<p>1 略</p> <p>2 調査対象の範囲 香川県内に企業規模50人以上かつ事業所規模50以上の事業所を有する企業（統計法第28条及び附則第3条の規定に基づき、<u>産業に関する分類の名称及び分類表を定める件（平成21年総務省告示第175号）</u>に定める日本標準産業分類に掲げる大分類に掲げる産業のうち次の各号に属する事業所を有する企業に限る。）347社について行う。</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p>3～6 略</p>	<p>1 略</p> <p>2 調査対象の範囲 香川県内に企業規模50人以上かつ事業所規模50以上の事業所を有する企業（統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、<u>産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件（平成19年総務省告示第618号）</u>に定める日本標準産業分類に掲げる大分類に掲げる産業のうち次の各号に属する事業所を有する企業に限る。）347社について行う。</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p>3～6 略</p>